

国立大学大学院の現状と今後の在り方 (その2)

昭和62年 6 月

国 立 大 学 協 会
大学院問題特別委員会

はじめに

国立大学協会大学院問題特別委員会では、昭和61年6月に『国立大学大学院の現状と今後の在り方』（35頁）を發表し、「旧設大学の大学院を充実し、かつ新制大学への大学院修士課程および博士課程の設置を推進する必要」について諸要望を取りまとめた。その基本的な内容は、同報告書の23頁で示しておいたように、つぎの3点に要約される。

- (1) 国立大学のすべての大学・学部大学院修士課程を設置するという原則の再確認。
- (2) いわゆる新制大学にも、連合大学院・総合大学院・学部改組による積み上げ方式など、それぞれの大学に適した形式で博士課程の設置を促進すること。
- (3) 現在の大学院（博士課程）制度には、社会的諸情勢の変化や学術研究の急激な進展に対応し難い面もあり、緊急に整備・充実を図る必要があること。

以上の取りまとめをふまえて、同報告書は、とくに(3)の要望に関連し、「このため、大学自身が自発的な努力によって、その組織、研究・教育の内容・方法等を見直し、制度の弾力的運用に努める必要がある」と提言している。

本委員会は、昭和61年6月の報告書を作成したあと、この提言に基づき、主として大学院の組織を制度的に再検討する作業に従事してきた。いうまでもなく、大学院は学術研究の中核となる機関であり、その組織の望ましいあり方は研究領域の特性と深く係わり合っている。したがって、大学院の組織を画一的に制度化することはできない。新たな研究領域の出現や学際的な研究の展開に対し柔軟に対応できる制度を考慮しなければならない。こうした観点は、すでに大方の了承するところになっており、事実、文部省もまた大学院制度の弾力的運用による新しい大学院づくりに積極的な姿勢を示していることは周知のところであろう。総合大学院や独立大学院の構想は、そうした方向の一端を示すものであった。

しかし、こうした「弾力的運用」にもかかわらず、従来の大学院制度では研究者や社会の複雑化した諸要望を十分にカバーできないことも事実である。そして、このギャップは近い将来にますます拡大してくるだろうと予想される。こうした時にあたり、いろいろな視角から大学院の制度そのものを抜本的に見直す準備を進めることが肝要になっている。

本委員会は、こうした判断のもとに、大学院の制度に関する審議を進めてきたが、これは大学の将来像に係わる問題であり、重大かつ責任の極めて重い作業である。諸要求を可能な限りカバーする新しい大学院を構想し、その制度化を図るためには、幅広く緻密な論議を重ねながら、改革への大きな共鳴が渦巻く状況をこそ必要としている。早急に安易な改革を行うことは厳に慎

しむべきである。しかし、問題への取り組みは急がねばならない。大学の外部から改革案を与えられるのではなく、大学の内部で新しい構想を考究し、改革案の策定に向かうことが、大学の自律性を全うするうえで必須なことと考える。

ここに発表する報告書は、本委員会の昭和61年6月から昭和62年3月にいたる審議結果を取りまとめたものであるが、大学院の制度に関する幅広い論議を喚起するために作成されたものである。ここでは、いくつかの具体的な制度案を示しているが、それは検討すべき問題点を浮き彫りにする目的で提示したものである。具体例そのものの当否ではなく、そこに内包された諸問題を取りあげ、望ましい制度のあり方を討議していただきたいと希望する。

はじめに	
I 序 論	5
II 大学院の現状と問題点	9
1. 人文・社会系	9
2. 教員養成系	11
3. 理工学系	13
4. 医学系	15
III 当委員会の見解	17
1. 設置基準と現行制度における問題点	17
2. 大学院構想の抜本的見直しの問題点	18
(1) 修士課程と博士課程の併存について	18
(2) 問題点の指摘	19
(3) 改善のための諸方策	19
(4) 大学院制度の改革について	20
(5) 修士課程と博士課程の整合化	21
IV その他の要望事項	23
1. 大学院の管理・事務機構の改善	23
2. TA (Teaching Assistant) 制度の確立	23
3. 国際交流の推進	23
V ま と め	27
統計資料	28

I 序 論

戦後40年を経過するなかで、社会が大学院へ寄せる期待や要望は大きく変ってきた。そうしたなかで、大学院の改革を求める声が各方面から大きく湧き起こっている。

本報告書の統計資料Ⅰの(3)が示すように、昭和35年度における修士・博士両課程の大学院学生総数は8,928名であったが、昭和60年度には43,049名に達し、約5倍の増加になった。また、それに伴い、大学院の設置数も急増し、いまでは、全国の95大学のうち91大学が何らかの形態で大学院を設置するようになっている。こうして、いまや大学院は高等教育の特殊な機関として限定された存在ではなくなり、大学一般の存立にとって必須な機関になり始めている。

いうまでもなく、こうした動向をもたらしたのは大学院に対する社会的な需要が高まったことに由来するものであり、大学院の普及したいは望ましいことであるといえよう。しかし、他方において、こうした事態が大学院の果してきた機能に大きな変化をもたらしていることに注目しなければならない。

(1) もともと、大学院は「研究者養成」の機関として位置づけられてきた。それは優れて高度な学術研究を追求する場であり、その雰囲気と成果をふまえて、次代の研究者が養成されていた。しかし、最近の一般的な傾向によると、大学院は現在の学部教育で達成できない専門的な知識と技能を修得させる場になっている。事実、工学部など技術系の領域では大学院修士課程がそうした役割を担うようになっている例が多い。これは「学部延長型」の大学院といえるであろうが、大学院の機能変化を明白に示すものといえよう。

(2) さらにまた、最近の新しい傾向として、社会人に対する専門的な再教育の場を大学院に求める声も多い。これは各種の職業における「職務分担」の構造が専門的な知識と技能の修得によって階層づけられ始めたことに由来しており、社会的に承認される資格を大学院で入手しようとするものである。この機能を果たす大学院を「資格付与型」と呼ぶことができよう。このような傾向は社会科学系（政策学）や教育学系で多くみられ、とくに教員養成系大学・学部の大学院修士課程では、社会人（主として教員）の他に、学部学生でも高等学校教員になるために進学する例が多くなっている。こんど、この種の「資格付与型」大学院に対する需要はますます強まるであろうと予想される。

(3) しかし、以上のような機能変化にもかかわらず、大学院の中核となる基軸が専門的な学問と技能を研究する場であることに変りはない。「学部延長型」であれ、「資格付与型」であれ、そこが斬新な研究意欲に満ち溢れている場で無くなるならば、それぞれの機能を十分に果し、

目的を全うすることはできないであろう。その意味では、どのような性格のものであれ、大学院として位置づけられる限り、依然として高度な学術研究を追求する場であり続けねばならない。ここでは、「研究者養成型」大学院の質と内容を新たな仕方でも検討することが必要になるであろう。

以上のように、現段階では、大学院に対して様々な機能が求められ始めており、「研究者養成型」の他に、「学部延長型」や「資格付与型」の大学院が分化してくる状況にある。これらは社会の強い要求に由来するものであり、この事実を無視することはできない。この現実を正しく理解し受けとめながら、こうした変化のなかで生じてくる矛盾を解決するために新たな大学院像を描くことが必要であろう。

ところで、大学院の現状を振り返ってみると、時の需要に応じて対処をしてきたとはいえ、統一的で合理的な仕方でも社会の需要を満たすものになっているとはいえない状況にある。むしろ、社会における事情の力が優先しながら、このままに放置するならば、大学院のあり方に制度的な混乱が生じるのではないかと懸念されるところである。

こうした時にあたり、大学院のあり方を抜本的に見直し新しい時代に即した大学院制度を策定することは、国立大学にとって重大かつ緊急の課題といわねばならない。本委員会では、この課題を検討するにあたり、社会の多様な要求に対応できる「柔構造」の大学院制度を構想すると共に、それぞれが高度な学術研究の場という大学院本来の特性によって一貫される新しい大学院の創造を求めて審議を行った。

なお、こうした検討を進めるにあたって、抜本的な制度の改革と現状の修正による漸進的な改革という2つの方途を考えることができよう。そして、当然なことながら後者の途がより現実的な方策として選択されることになるだろう。しかし、その場合においても、抜本的な改革を見とすことのできる「基本プラン」の構想（「大学院改革の基本計画」）を用意することが必要である。ここにおいては、大学院の性格づけ、修士課程と博士課程との関連、その新しいあり方、社会的需要の受けとめ方、大学院の規模と配置、オーバー・ドクター（以下ODと略す）の問題、研究体制のあり方、大学院の管理・事務機構、大学院の設置基準——など、大学院制度一般について検討することが求められよう。これらは、すでに国立大学協会とは別個の諸機関で検討を開始されているが、国立大学で教育と研究に携わる者が無関心でおられる問題ではない。研究者であり教育者である者のすべてが真剣に取り組むべき問題であろう。

こうした基本プランの構想と並んで、現実の課題としては、それぞれの大学が備える教育・研究上の特徴をふまえ、大学院の整備・充実を推進することになるだろう。それは当面の改革案として諸大学の個別事情を勘案したものとして進められることになるが、大学院の新設に伴う問題、合理的な研究条件の設定、各専攻分野における諸矛盾の解決、大学院学生の処遇、国際交流のあり方——など、差し迫った諸問題の解決策を検討しなければならない。

以上、国立大学として大学院問題に取り組む基本姿勢と課題について概要を示しておいた。以下においては問題点を個別・具体的に解説しつつ、本委員会の所見を述べておきたい。

Ⅱ 大学院の現状と問題点

1. 人文・社会系

すでに、『旧設大学院の改善について』（国立大学協会旧設大学院問題検討小委員会・昭和60年11月）および『国立大学大学院の現状と今後の在り方』の2つの報告書において指摘されている人文・社会系大学院の問題は、以下のように整理される。すなわち、①設置基準の見直し、②課程博士の学位授与状況、③修士課程と博士課程の一本化および修業年限の短縮、④大学院の活性化と社会人受入条件の弾力化、⑤国際交流の整備・充実などである。現在でも、これらの問題の重要性は、基本的に変っていないし、むしろ大学院の社会との連携、あるいは学術の国際交流という理念が強調される現在、問題の重要性がますます増加しているともいえる。この点についての一般的指摘は、Ⅲの1で行い、ここではさしあたり、人文・社会系大学院に関する固有の要望を述べることにする。

(1) 大学院の新設に関連して、設置基準の見直し、ないし弾力的運用が必要なことは、他の分野と同様に、人文・社会系においてもあてはまる。とくに、人文・社会系においても、近年は、学際的分野や新しい研究分野が生まれてきていることに鑑み、伝統的な分野を前提とした基準を機械的に適用することのないように望みたい。それに伴って、設置基準の見直しも、一方で大学院教官の資質の低下につながらぬよう配慮しつつ、他方で、大学院新設に対する社会的要請を満たすような合理的な基準を立てなければならない。具体例としては、他の研究機関との協調によって、この問題を解決することが、すでに自然科学系では行われているが、このような解決は、人文・社会系でも検討に値しよう。

(2) 課程博士の学位授与については、昭和49年の学位規則の改正によって、授与すべき水準を「研究者として自立し得る能力」とされたにもかかわらず、とくに人文・社会系においては、依然として旧来の基準が適用され、学位授与が円滑に行われていないことは、すでに指摘されているが、この状況は、現在でも十分に改善されたとはいえない。表Ⅱの(1)においては、昭和59年度における人文系の学位取得率2.3％、社会系の学位取得率6.1％という数字が示されているが、自然科学系における高率の学位取得と比較すると、問題の所在が具体的に理解されるであろう。そして、この問題が、大学院の社会への開放や国際化という理念を実現する上で大きな障害となっていることも、大方の認識するところである。したがって、こんご課程博士が制度の本旨に従って運用されるよう各大学院に対して強く要望する。

(3) 本報告書中の表Ⅰの(4)の(i)にも示されているように、人文系大学院への進学率は、13.8%に達している。これは、高等教育の中における大学院の位置づけが、伝統的な研究者養成から、学部教育の延長や社会から要請される資格の付与という多様なものに変化しつつあることに基づくものと考えられる。これを前提とすれば、人文系における大学院教育体制も、従来より柔軟なものとしなければならない。たとえば、修士課程と博士課程の一本化、および修業年限の短縮などを前向きに検討すべきものと考えられる。

(4) 人文・社会系の活性化は、前掲『国立大学大学院の現状と今後の在り方』21頁でも強調されているところであるが、従来は、とくに自然科学系と比較すると、予算・定員などの面で充分な措置が講じられてきたとはいえない。しかし、現代社会の高度・複雑化に伴って、人間あるいは人間集団の思想と行動に関する分析を行うことを任務とする人文・社会科学の重要性は高まり、また社会の期待も増加していると思われる。そうした要請に応えるためには、一面では、予算措置など外部からの人文・社会系充実のための方策を講じると共に、他面では、人文・社会系大学院自身が、従来の位置づけにのみとらわれることなく、自発的に新しい大学院の役割を担うための方策を検討する必要がある。(1)ないし(3)で述べたことも、その方策の一環として考えられるものであるが、その他に、社会人の受入れ、あるいは国際交流なども、積極的に検討する必要がある。大学院の一つの任務を社会人教育とする考え方は、人文・社会系に比較的近い教育系において、具体化されているところであるが、現行制度においても、社会人を受け入れることは、不可能でないにもかかわらず、人文・社会系の場合は、種々の理由から積極的に行われているとはいえない。したがって、この問題については、それぞれの大学院の自発的努力によって早急に検討を開始すべきである。

(5) また、学術の国際交流に関しても、人文・社会系では、他の分野と比較して、進んでいるとはいえない状況にある。その原因の一部は、学位制度の運用や、修業年限など人文・社会系大学院じたいの中に求められるが、それにすべてを求めることはできず、外国人留学生や外国人教員の受入体制が十分に整備されていないことにも原因があり、その点の改善が望まれる。とくに、外国人教員に関しては、これまで語学教員が中心となっていたが、こんごはそれにとどまらず、広く人文・社会系にわたって受入体制の整備が要望される。

以上に述べたところは、人文・社会系大学院の将来についての基本的な要望であるが、最後に、以下の点をつけくわえておきたい。すでに述べたように、将来においては、大学院の役割は多様化することが予想されるが、現在では、まだ研究者養成が中心的な役割となっていることを認めざるを得ない。研究者養成を目的とする限り、大学院学生の教育は、修士課程にとどまらず、博士課程への進学を前提とする。したがって、修士課程のみをもつ大学院の場合には、課程を修了した学生が、博士課程をもつ他大学院に進学することを予定するのが現状である。そうしたなかで、修士と博士の両課程をどのように位置づけるかが問題になっているとい

えよう。

2. 教員養成系

教員養成系大学・学部における大学院についての問題点は、修士課程に関しては、設置率が他分野の大学院と比較して格段に低いことである。博士課程に関しては、現在いかなる形態にせよ未設置であるが、後述する理由で、諸条件の整備を俟って緊急に設置することが時代の要請であると判断される。教員養成系大学・学部における大学院の問題は、前回の報告書『国立大学大学院の現状と今後の在り方』では取り上げられなかったもので、以下にその現状を概説し、併せて要望を述べる。

(1) 修士課程

教員養成系大学・学部では、昭和41年に初めて東京学芸大学に大学院教育学研究科修士課程が設置されて以来、昭和61年5月までに16の大学に大学院修士課程が設置されてきた。この間、昭和53年に大学院教育を主とする兵庫教育大学と上越教育大学が発足し、そのご、昭和56年に同形態の大学は鳴門にも設置されて今日に至っている。したがって、これらを含めて、現在までの20年間に、19の大学に大学院修士課程が設置されたことになる。これらの大学院の修了者の総数は、昭和61年6月1日現在で4,093名にのぼる。

教員養成系大学・学部における大学院修士課程は、設置の目的に即して、主として、つぎの3点で多くの成果を挙げてきた。

- ① 高度の専門性をもつ教員、とくに義務教育諸学校の指導的立場に立ちうる教員の養成
- ② 教科教育学、教育科学、障害児教育、および国語・社会科・理科その他各教科の基礎となる学問分野についての進んだ研究と教授
- ③ 現職教員の再教育

このように、教員養成系大学・学部における大学院は、着実にその数を増し、専門性の高い教員の養成と高度の研究を担う体制を整えつつ、現在に及んでいる。しかし、全体的にみれば、大学院の設置はまだ少数にとどまる。大学院が未設置である教員養成系大学・学部は現在30を数え、設置率は4割に満たない。この数値は、自然科学系はいうに及ばず、人文・社会科学系の大学・学部における新設の修士課程の設置率に比べても、とりわけ低い(表Ⅰの(2)参照)。戦後の学制改革による大学発足以来すでに40年近くが経過し、教員養成系大学・学部においても教官組織は確実に充実しつつある。他方、高い資質と能力をもつ教員の養成機関としての修士課程に対する社会的期待は、こんにち、いよいよ大きい。各大学・学部においては、こんごとも大学院の成立に要する教官や学科目ないし分野の充実整備を進めることが望まれ、それを俟ってすみやかに大学院が設置されることが強く要望される。

(2) 博士課程

修士課程の設置増とならんで要望されるのは、教科教育学・学校教育学・障害児教育学専攻を中核とする博士課程の新設である。これらの専攻を中核とすることが望ましいと主張する理由を、つぎに述べる。

前述のごとく、教員養成系大学・学部では、昭和61年5月現在、新構想の教育大学を含めて19の大学・学部で修士課程が設置されている。これらの大学院の修了者がさらに進んだ研究を志した場合、その希望をかなえる方途は、現在、旧設大学の博士課程への進学以外にない。ところが、学校教育に関連する専攻をもつ旧設の博士課程はきわめて少数である。博士課程の教科教育学専攻は広島大学（定員7名）に設置されているだけであり、これに筑波大学の5年一貫制の学校教育学専攻（定員6名）のうちの一部分が加わるに過ぎない。また、学校教育学専攻は東京大学（定員4名）に設置されている以外は、筑波大学の上記学校教育学専攻のうちの一部分があるだけである。かかる状況の下で、現在、教員養成系大学・学部のほか、教職課程をもつ大学、あるいは教職に関する専門科目を開設する多くの大学・学部において、教科教育学を担当している教官の大多数は、大学学部や大学院などで各教科の基礎となるそれぞれの専門科学を専攻した者により、あるいは教育科学を専攻した者により構成されている。しかし、問題はそれにとどまらない。

こんにちの学校教育の現実には、以前と比べて大きく変貌した。まず、内的状況として、各種の環境の激変に伴う児童生徒の身体的・精神的発達に諸相における変化がある。つぎに、外的状況として、帰国子女の漸増や教育機器の普及などによる教育の国際化や情報化がみられる。これらは従来の学校教育のあり方との間に部分的な不整合を生みだしている。それらの変化に対応し、新しい分野へ配慮するために、人格発達とその指導法その他に関する新理論の展開が追求され、それに基づいた教育内容の体系化が試みられている。加えて、各教科の基礎となる学問分野についての研究が進み、より合理的な学習理論が唱えられている教科も少なくない。これらを統合した教育諸科学の研究、換言すれば、学校教育の新しい現実根ざし、こんにちの教育実践と結びついた教育諸科学の研究を行う機関としての博士課程は緊急に必要であり、それにふさわしい課程・要員・附属学校その他の諸施設をもつ教員養成系大学・学部で博士課程を設置されることが要望される。

同じことは、障害児教育研究についても指摘される。教員養成系大学・学部における大学院修士課程障害児教育専攻の設置は、昭和49年度に始まり、昭和61年5月までに11大学に及んでいる。これにより、教員養成系大学・学部において障害児教育に関する高度の研究機関としての条件整備が進められ、修士課程は、現在までに、多数の高度の専門性をもつ教員を学校教育の場へ送り出すと共に、現職教育においても多大の実績を挙げてきた。一方、昭和54年に養護学校教育の義務制が施行され、障害児教育は新たな展開をみせた。義務教育段階のほか、就学

前教育や後期中等教育の整備も促進され、児童生徒の障害の重度化や多様化が明らかになった。障害児・者の福祉など関連領域との提携も障害児教育の重要な任務となってきた。それらの結果、障害児の適正就学・教育課程・指導法などのあり方をめぐって、新しい研究課題が山積することになった。かかる状況の下で、これらの教育の実際問題に精通している研究者の養成が強く求められ、そのための機関としての教員養成系大学・学部 of 大学院博士課程の役割がますます期待されるに至っている。しかるに、博士課程の設置は、旧設の5年一貫制の筑波大学大学院心身障害学専攻科心身障害学専攻（定員8名）のみであり、現在の要請に対応するには明らかに不十分である。そのため、障害児教育の新しい研究課題に対処できる教育研究者の養成を目的とする博士課程を、教員養成系大学・学部 に計画的に設置することが必要である。

3. 理 工 学 系

表Ⅰの(3)によれば、昭和60年度の国立大学の修士課程在学者30,249名のうち理工学系在学者は、理学系3,366名、工学系15,154名、農学系3,131名、合計21,651名であり、全体の71.6%に当たる。これに薬学系やその他を加えると比率はさらに高くなる。このことから、修士課程の約4分の3の学生は、理工学系で占められていることがわかる。

これは、戦後のわが国の高度工業化社会への対応を目標に、理工学系の充実が積極的に行われたことによるものである。

これを博士課程についてみると、昭和60年度在学者は12,800名（医学系を除くと8,317名）で、うち理工学系在学者は、理学系2,032名、工学系1,935名、農学系977名、合計4,944名であり、全体の38.6%（医学系を除くと59.4%）に当たる。

修士課程の数字に対比すると、理学系では、工学系に在籍する修士課程の学生数が、圧倒的に多いが、これに反して博士課程の学生数は理学系を下廻っている。

このように、国立大学の大学院学生は、修士課程にあっては7割が、また博士課程にあってはほぼ半数が理工学系であるのが現状であるが、なお、いくつかの問題点がある。

(1) 既設大学院博士課程について

こんにち、自然科学の研究は、超精密な測定を要するミクロ的な科学と膨大な予算を要する巨大科学という両面に関心があるといつてよいであろう。

世界の動向をみると、基礎学問と応用科学とが巧みに融合し、新分野が開拓されているが、わが国の大学院においては、基礎と応用との融合は必ずしも円滑に行われていない。この理由の一つに、わが国の大学院が自然科学の研究の担い手となっているにもかかわらず、諸外国の研究条件と比べると大学院の予算が極めて見劣りする状況にあることが一因となっていることが挙げられよう。

また、各大学のもつ伝統の故に、科学の進歩に即応した学内体制の変革には時間がかかりすぎたり、行政上の制約の故に、他の大学や研究機関との協力も充分行われていないことも原因の一つである。

したがって、既設の博士課程にあっては、以下の①～③を重点項目として、こんごの科学の進歩・工業の発展に即応できるような大学院制度の見直しが立案される必要があろう。

- ① 講座研究費などの大幅な増額
- ② 国際的研究分野のための機構成立の奨励
- ③ 大学院と他研究機関との相互協力体制の確立

(2) 博士課程の新設について

現状において、理工学系学部のうち、修士課程までしかもたない大学が、理学部 に あって 19, 工学部 に あって 29 大学ある。

近年、総合大学院・連合大学院などの新しい大学院制度が導入され、これらの大学に徐々に博士課程が設置されてきたことは、大いに評価されるところであるが、ここでは、「すべての国立大学は大学院博士課程までを有するべきである」という立場で、理工学系の大学院充実の促進を提案したい。

新構想による博士課程を大別すると、つぎの 3 種に分類される。

- (a) 総合大学院
- (b) 連合大学院
- (c) 学部改組による積み上げ方式

これら 3 種の方式の目標・その問題点については、さきに発表した『国立大学大学院の現状と今後の在り方』Ⅱの 2 節 (10 頁) 以下に詳論されているので、ここでは、繰り返さないことにする。

ここで、上述の 3 種以外の方式について、新しい提案を行いたい。それは、国立の他研究機関との相互乗り入れによる大学院設置の構想である。これを仮に「第 4 方式」と呼ぶことにする。

現在、わが国には、文部省直轄の研究機関として、分子科学研究所・緯度観測所 などがあ
る。また、科学技術庁の所轄には理化学研究所などが、通産省には幾多の研究所がある。これ
らの研究所では、若い研究者が研究に参加することを強く望んでいる。

一方、博士課程を申請している大学では、博士課程を設置するに充分な教官組織・研究組織
が不足しており、新構想をたて、新しい研究分野を発足させると、基幹講座の充足ができな
くなる、という状況にある。

「第 4 方式」は、国立大学と国立研究機関とが、共同の大学院を設置する方式である。こ
こで、問題となるのは、教官の身分と研究費の主財源の負担区分であろう。この解決方法とし

て、大学院に客員講座を設け、ここに研究機関の研究員を配置し、客員講座に対して教官当積算校費を配分することが考えられる。

最近、民間との共同研究を奨励する意味で、テクノポリス法の指定地域内にある大学に「共同研究センター」を設立する動きもあるが、「第4方式」はこれと同様で、国立研究機関の人的相互乗り入れを「第4方式」の大学院で行うものである。こんごの検討を期待したい。

ここで、博士課程新設の障害となっている事項について触れておきたい。

その第一は、OD問題である。統計資料のⅢに図示されているように、ODは、全体としては、漸増の傾向にあるが、理工学系についてみると、ほぼ定常的になっており、その絶対数が一番多い理学系でさえ400~500人程度である。この理由としては、学位取得者が、研究機関への就職を待つ場合が多いこと、企業が博士課程修了者を採用しない傾向にあることなどが挙げられてきた。しかし、現在の教授のうち約半数が、ここ数年で退官すること、企業も積極的に博士課程修了者を採用しはじめたことから考えると、20年後の研究態勢を整えておくためには、博士課程の設置は、むしろ積極的に推進すべきであろう。しかしながら、大学における研究の中で、研究の自由さを強調しすぎ、学生がアカデミック・ポジションだけを求めないよう教官の教育意識・研究意識に反省をうながす必要もあろう。

第二に、大学の活性化のために、博士課程が必要であることを強調したい。工学系の中には、^レいまや、大学では一流の研究はできない。真の研究は、企業でなければ、実行できない、という声がある。これは、予算不足・研究層の薄さ、意識の保守性などからもたらされるとも考えられるが、大学における博士課程の責任と役割について真剣な討論がなされ、新しい理念に基づく博士課程の設置を申請するようになれば、これが刺激となって、大学の活性化につながるという側面であろう。

4. 医 学 系

医学・歯学研究科の問題点については、さきに発表した『旧設大学院の改善について』に詳細に記されているので、以下では医学研究科について補足的な事項を述べるにとどめる。

(1) 大学院の組織

医学研究科は、新設医科大学を除きほぼ一律に生理系・病理系・社会医学系・内科系・外科系の5専攻から成る形で設置されている。これは基本的には医学部の講座を基礎として、それを担当する教官によって兼担されるという方式で発足しているからである。しかしながら、『旧設大学院の改善について』の44頁にあるごとく「医学研究科を基礎医学と臨床医学とを一体とした教育・研究組織とし、さらに、新しいプロジェクトに対応して他学部、研究所との共同研究を密接に行えるよう医科学研究科に再編成する」という改革案もあり、また一方では医

学部講座を基礎とせず、医学部附属の研究施設、医学に関係の深い研究所などを主体とし、それにさらに他学部をも包含した形の学際的・総合的な独立大学院の構想も成り立つ。いずれにしても新しい医学研究科の構想は、医学部講座の改組問題とも関連して、真剣に検討されるべきものと考えられる。

(2) 研究・教育・学位授与など

医学研究科は博士課程であるが、大阪大学、筑波大学には修士課程の医科学専攻もある。医学研究科の教育上の問題はつぎの2点にある。

- ① 医学研究科とくに臨床医学系においては、学生の講義という形での授業に一般に力が注がれていないようである。しかし、やはり基本的なカリキュラムを作成し、それに従って教育・研究を推進していくべきものと思われる。このことはつぎの②にも関連がある。
- ② 内科系・外科系専攻の学生は実際の患者について学ぶことが学問の本質上きわめて重要なことである。そしてこのことは上記①のカリキュラムの中の臨床実習とも直接関連のあることである。

しかるに、現在国立大学の附属病院では、有給の臨床研修医である医員が主として診療に従事しており、大学院の学生は診療に従事しても無報酬である。これはきわめて矛盾したことであり、上述のように大学院学生の教育上絶対に必要なことであるので、たとえ無給でもこれをやめることはできないのが実状である。この点について何らかの措置がとられ得るかどうか早急な検討を要するところである。

(3) オーバー・ドクターの問題

医学研究科を修了した doctor は全員教官になるのではなく、適宜学外医療機関に就職するので、ODの事実はほとんどないであろう。ただし研究科を多年（最長8年）修了しない大学院学生はかなり多く（とくに臨床系）、これも一種のODと呼称するのであれば、医学研究科にもODは存在することになる。したがって、医学系においてもOD問題が課題になるであろう。

(4) 大学院学生の処遇

- ① 前述のごとき診療体制に対する早急の配慮と解決策が望まれる。
- ② 大学院学生は、学部教育とくに実習面で補助的な役割を担い得ることがあるので、このような役割についての格別の配慮も必要であろう。
- ③ 修了後に助手の枠のない場合、特別研究員の制度の拡充、teaching assistant（以下、T Aと略す）、research associate（以下、R Aと略す）としての身分の位置づけが望ましい。

(5) 国際交流の促進

臨床系大学院の入学には日本の医師免許が必須である。そこで、外国人には、大学院入学後一定期間に限る医師免許を授与するなど、ある程度の特別な緩和措置が必要であろう。

Ⅲ 当委員会の見解

1. 設置基準と現行制度における問題点

既設大学院にあっては整備充実が、また、新設大学にあっては大学院の設立が重要な課題であることは、これまで繰り返し指摘されてきた。

(1) まず、大学院の新設に関しては「特徴をもった大学院」を作らなければ、その実現可能性に欠けるであろう。しかし、連合大学院や総合大学院を別とすれば、学部学科を基礎として大学院を作る際には、それぞれの大学が「特徴」を打ち出すために、既存の学部学科の中での特徴を強調することにならざるを得ない。それ自体はやむを得ないことであるが、その際に、一部の講座だけを特別扱いし、学部内に新たな格差を生み出すことのないよう配慮が望まれる。また、これまで大学院の新設に対して消極的な議論の根拠として、社会的需要の存在が疑問であること、ODの問題にそれが示されていることがあげられてきた。OD問題は、流動研究員やTAなどの制度によってそれ自身解決しなければならないものであるが、その問題をもって大学院についての社会的需要の欠如の根拠とできるかどうかは、疑問がある。これも、しばしば指摘されてきたところであるが、とくに人文・社会科学系においては、社会的需要が短期的には顕在化しにくいものだからである。

さらに新設にあたっては設置基準の弾力化を考えなければならない。とくに特殊な領域について大学院を設置しようとする場合に、教官組織や研究条件の不整備が原因で難航することがみられる。これについては国側に弾力的な配慮が望まれる。その一環として設置基準の見直しが考えられるが、その際には、大学院教育の質の低下につながらぬよう、合理的基準の設定が必要となろう。

(2) つぎに、新設と旧設双方の大学院に共通する問題点を指摘する。「大学と社会の連携の強化」という理念は、近年とくに強調されているところであるが、このことは修士課程と博士課程の双方に妥当する。修士課程にあっては、パート・タイム・スチューデントの受入れ、昼夜開講制の拡充、夜間大学院の開講などの方策をとることによって、より社会に開かれた大学院を目差すことになる。そのための具体的措置としては修業年限の短縮なども検討に値しよう。これによって、修士課程は研究者養成という伝統的役割から、社会が要請する資格を付与するという役割をも併せもつことになる。

博士課程においても、大学院の社会への開放は現在自然科学系で進められているものの、こ

れを一層積極的に推進し、人文・社会科学系においても、社会人受入れの諸条件を整備することが望まれる。また、ここでのいう社会とは、単に国内社会のみならず、国際社会をも意味し、したがって、学術の国際交流という目的を実現するために、外国人留学生、研究者の受入れなどが望まれるところであるが、現状においては、とくに外国人研究者や留学生、あるいは教員の受入体制が不備であることが指摘される。また、外国人留学生に関しても、人文・社会科学系においては、Ⅱの1の(2)で述べた学位制度の運用の問題などが原因となって、国際交流が円滑に行われているとはいえない面がある。逆に、わが国の大学院学生などが外国において学術研究活動を行うについても、日本学術振興会による海外特別研究員制度はあるものの、科学研究費による海外学術研究への参加の途が閉ざされていることに示されるように、いまだ十分な配慮がなされているとはいえない。

(3) 最後に、大学院学生の処遇に関する問題を指摘する。一方では、修業年限を実質的に短縮し、かつ、学位制度の適正な運用を図り、若手研究者が可能な限り早期に自立を実現することで、大学院教育に対する社会の要請に応えなければならない。また、他方で、OD問題の緩和のために、TAやRAなどの研修的雇用を弾力的に検討することが考えられよう。

2. 大学院構想の抜本的見直しの問題点

現在の大学院制度は、発足以来、いくどかの手直しを経ており、それなりに時代の要請に対応してきた。しかし、以上の解説からも明らかなように、いまだなお、多くの面で解決を迫られる問題点の数々を残している。そして、それらは社会の急激な変化と学術研究の急速な進歩と共に矛盾を一層あらわにし始めている。そこで、つぎに制度上の問題点を明らかにしつつ、見直しの方向を探ってみたいと思う。

(1) 修士課程と博士課程の併存について

修士課程2年のあとに博士課程3年が連続するシステムが新制大学の発足当時における大学院制度の基本的な考え方であった。

しかし、発足時に旧設大学にだけ大学院を設置した状況を脱し、新設の大学にも大学院（修士課程）を設置する条件が出てくると共に、研究者の養成を基調とする大学院（博士課程）と高度な知識・技術を修得させる大学院（修士課程）との区別がなされ、また、社会的に求められるようになった。

こうした動きをふまえて、最近では、両者を分離し、研究者の養成を目差す5年制の博士課程大学院が制度化されるようになった。通例は前期2年、後期3年というシステムを採用し、主として旧設の大学に設置されている。（なお、新設の大学においても、昭和60年度から横浜国立大学工学部と名古屋工業大学に5年制の博士課程が設置された）。この5年制博士課程大

学院の設置は一貫教育の充実により課程の修了年限を短縮する可能性を考えるなど、大学院制度の弾力的運用に資する内容をもっているの、ひとつの前進として評価されよう。しかし、こうした発想による修士課程と博士課程との分離が大学院のあり方に新たな矛盾を惹き起こしていることも否めない事実である。

その基本的な問題点は次項で取り扱うことにするが、さしあたり、このシステムのもとでは前期2年と後期3年とを区分する理由が不明確な点をあげることができる。博士課程の前期2年は従来の修士課程2年の代替とみなされており、ここにおいては修士と博士との区別が漠然としたままにおかれている。この点は、修士課程のみを設置する大学院から博士課程への進学を可能にするという意味で、開かれた大学院という側面をもっており、さしあたりは評価できるが、研究者養成という側面からみた場合、新しい大学院のあり方を追求するにあたって、ひとつの制約をなすものとなろう。

つまり、さきに指摘しておいたように、研究者養成の充実を図ることによって博士課程の5年を短縮すべきではないかという意見が出ており、博士課程は4年または3年でもよいのではないかという考え方も示されているが、この場合、修士課程2年をどのように位置づけ博士課程前期2年と関連させるのか、それがポイントになるであろう。5年制博士課程大学院の有効性を具体化しようとするなら、博士課程前期2年と後期3年という区分を修士課程との関連で明確に理由づけることが必要になっているといえよう。

(2) 問題点の指摘

序論で指摘しておいたように、社会が大学院に寄せる期待のなかには、研究者の養成に対しよりも、学部教育で足りない部分を補充するとか（学部延長型）、ある一定の職業上の資格を追求するとか（資格付与型）に期待をかけるものが多い。この場合には、大学院の修業期間として2～1年をいどを求めており、その結果として修士課程を相応の適当な大学院とみなす傾向が強い。

こうした社会の要請を大学がそのまま無条件に受け入れ、現状の大学院制度に適合させることだけに終るならば、大学院の新たな発展を阻害するものとなろう。それは修士と博士の両課程を完全に分離してしまい、研究者養成の前提となる高度な学術研究の機能を5年一貫制の博士課程大学院に限定してしまうことになり易いからである。修士課程と博士課程とを、このような性格づけにより安易に分離することは、大学院の間に新たな格差を持ち込むことになりかねないし、そのことは大学院のあり方を本来的に歪めてしまうことになろう。

(3) 改善のための諸方策

現在、大学院のあり方を制度面からみた場合、つぎの2形式が存在している。ひとつは学部に基礎をおいた「積み上げ方式」の大学院であり、いまひとつは総合大学院や連合大学院の形式をとる「独立大学院」である。旧設の大学に設置された博士課程の大学院は前者の方式によ

るものであるが、そのご、新設の大学に設置されるようになった修士課程だけの大学院も「積み上げ方式」になっている。したがって、新設の大学にとって修士課程大学院の開設は学部の組織が「学科目制」から「修士講座制」へ移行することであり、予算面その他で学部の充実に寄与するところ大である。国立大学協会が「すべての大学・学部」に修士講座が設置されるのを原則にする」という主張を掲げる理由の一端もここにある。

しかし、他方において、こうした修士課程大学院が、その延長上に博士課程を新設しようとした場合、「積み上げ方式」であるが故に逆に財政上の理由から設置が困難になる面もある。それを乗り越えて行こうとする場合、大学院研究科修士課程における学術研究上の特殊性が要求され、それを軸にした形で独立大学院の設置を求められることが多い。この点は修士課程大学院の新設においても同様であり、大学や学部における教育・研究活動の特殊性を強調することが求められる。

こうした状況のなかで留意しなければならないことは、結果的に大学や学部内で研究領域による格差を生じ易いという点である。特殊性を強調するあまり、修士講座や博士講座の認定と設置に特定の制約がかけられ、特殊研究の基礎になる普遍的な研究領域が排除されてしまう傾向があるとも聞いている。いうまでもなく、諸研究領域にとって共通の基礎になる研究は特殊研究の進展と不可分であり、大学院の開設にあたって、基礎研究関連の諸講座が不当な取り扱いを受けるような事態は絶対に避けねばならぬことである。

なお、博士課程を新設するにあたり、独立大学院形式で後期3年の課程のみを置いた場合、ここでも修士課程との関連が問題になるであろう。5年制博士課程の大学院と制度的・内容的にどのように異なるのが不分明であり、その明確化が新しい大学院像の追求にひとつの手がかりを与えてくれると考える。また、その関連では、学部改組を前提にして「積み上げ方式」の博士課程大学院が新設の大学にも認められるようになったことは重要といえよう。それは修士課程と博士課程とを分離して大学院を設置してきた従来の方向に軌道修正の途を開いたと考えられるからである。

現状の大学院制度から生じる諸矛盾を解決するためには、修士課程と博士課程とを「大学院」として統一的に制度化する工夫をこんごの課題のひとつとして検討すべきであるし、それが序論で指摘しておいたように新しい大学院制度を構想するにあたっての基本テーマになるであろう。

(4) 大学院制度の改革について

研究者養成の一貫性という視点から高度な学術研究の場を保持しながら、しかも、社会が強く要求している多様な機能に大学院を対応させていく方式を考えた場合、そのひとつの方策として、修士課程と博士課程という名称上の区別を取り除き「大学院」として一本化することも考えられよう。

さしあたり、現段階で考えられる具体案としては、大学院の修業期間を3年とし、課程修了後に提出した論文の審査に基づきアメリカのPh.D的な博士号を授与する方式である。この称号は、研究者として自立したことを示すものであり、学術研究の責任主体として独自の人格と資格を備えるようになったことを認めるものである。このPh.Dを日本語でどのように表現したらよいのか、また、論文審査と学位授与の方式をどのようにするのか、さらに詰めて検討すべき問題は多々あることであろう。しかし、さしあたり、大学院制度を抜本的に見直す手がかりとして、積極的に検討を進めるだけの内容はもっていると考える。

「学部延長型」や「資格付与型」の大学院を求める社会的需要に対しては、修業期間3年という枠のなかで応じることが可能である。たとえば、単なる資格取得の場を大学院に求める大学院学生に対しては2～1年という学習期間を設定し、特定のカリキュラムを組むことになる。なお、大学院のカリキュラムは総体として研究者養成を目差す構成にし、その一部を目的に応じ資格付与や学部延長教育を求める大学院学生に開放することになる。

いずれにしても、大学院の存立する基調は学術研究の推進による研究者の養成におかれおり、そのなかで社会の多様な要求に対応できるシステムを作るという発想が、この構想の起点になっている。

(5) 修士課程と博士課程の整合化

大学院制度の改革を検討するにあたり、いまひとつの手がかりとなる方策は、修士課程と博士課程の併存を認めながら、両課程に一定度の修正を行うことで大学院制度の整合性を追求しようとする案である。前に指摘しておいたように、現行大学院制度のもとで生じる諸困難は修士課程と博士課程とが目的と性格を異にする方向へ分離してきたことに由来するものが多い。したがって、両課程の関連性を新たに取り戻すことで、諸矛盾の発生を避けることができよう。

具体的な案としては、博士課程の修業期間を4年～3年に短縮し、修士課程のそれを3年に延長する方策をあげることができよう。博士課程については大学院の講義担当者からも年限短縮の声が出ており、すでに制度的に4年間でも修了できることを条文化している大学院もある。問題になるのは修士課程を3年へ延長する点である。この狙いは、修士課程でも3年の修業期間を終り、所定の単位を履修すれば、博士課程の大学院へ論文を提出し審査を求める資格を与えようということである。修業期間が2年という従来の修士課程制度はそのまま残し、課程を3年とすることによって修士課程にも論文博士への途を開こうという案である。この場合、博士課程についても、3年を修了すれば博士論文提出の資格が生じることを制度化することになる。

この案によれば、「学部延長型」や「資格付与型」の特性を修士課程大学院が保持しながら、研究者養成の場を整備してくることになるので、大学院として一層の充実を図れることに

なる。とくに、人文・社会系では、表のⅠの(4)の(i)が示すように、修士課程から博士課程への進学率が非常に高くなっている。これは修士課程で学習を続けるなかで研究者への途を意識するようになる大学院学生が多いことを示しており、このような方式が具体化することによって、修士課程から課程博士への途が開かれるならば、学術研究の進展に大きく寄与することになろう。

以上、ここでは大学院の制度を修士課程と博士課程の併存という視点から問題にしてみた。他にも多くの視点があることであろう。しかし、大学院は大学における研究と教育が成り立つ根源であり、研究領域による差異があるとしても、質的な格差があってはならない。水準の高い優れた大学院が自由に研究を展開できるような大学院制度を追求すべきだと考え、以上の検討案を提示した。いうまでもなく、これらは新たな審議へ向かうための問題提起であり、国立大学協会のなかで活発な論議が展開することを期待したい。

Ⅳ その他の要望事項

1. 大学院の管理・事務機構の改善

さきに発表した報告書にも述べられているように、大学院を充実するためには、国立大学の管理・事務機構の整備充実が急務である。わが国の大学の諸費用は、学部と大学院とが一体化して運営されてきたが、これを抜本的に見直すことを検討すべき時期が到来しているように思われる。その理由の一つに、博士課程が「旧制大学方式」、「総合大学院方式」、「連合大学院方式」、「改組積み上げ方式」、「独立大学院」など多様化し、大学院に対応した事務機構の整備を図る必要がある。また、積算校費についても、実験・非実験の区別とその絶対額の差、教官当りと学生当り積算校費の充実、大学院の有無による格差など、過去の実績にとらわれない見地での試案の作成に着手すべきであろう。

2. TA制度の確立

大学院学生は、学生であるか研究者であるかは、大いに議論のあるところである。しかし、いずれにせよ、彼らの多くは奨学金によって生活を支えており、なかには、その他にアルバイトをしている者もある。

アルバイトを必要とするような者では、学問の達成はむずかしいという観点がある。しかし、優秀な大学院学生が必ずしも豊かな環境にいる者とは限らない。研究にプラスになるアルバイトならばむしろ奨励すべきであるという考え方がある。現在の学部学生の教育条件を考えると、多人数の学生がチューターなしにさまよっている。彼らは手近な指導者を待っている。一方で、助手の削減、職員の減少・不補充が行われ、教職員1人当りの学生数は年々増加している。

そこで、アメリカなどで活用されている大学院学生のTA制度の導入を提案したい。具体的には奨学金の支給であるが、TAの場合、教育の義務があり、返還は不要とする。

TAはODにも適用できるものとすれば、教育の質の向上は学部ばかりでなく、大学院初年次へも影響し、教育の充実という成果も得られよう。

3. 国際交流の推進

国際化社会を目差す際、国立大学の果たす役割は大きい。とくに大学院は、研究者の交流・留学

生の受入れなどにおいて、重要な役割をもっている。学部との関連もある事項ではあるが、本節では、国際交流の上で障害となっている事項を取りあげ、改善の要望を提出することにする。

(1) 研究者の交流

表Ⅵの(1)と(2)は、それぞれ、①文部省在外研究員、②国際研究集会派遣研究員を示す。

昭和60年度の資料によると、両者共、昭和52年度から57年度までほぼ同数で推移しており、昭和60年度に増加があったにせよ、その数は極めて少ない。多くの教官が自費または民間の寄付で国際会議に出席している状況にあることをふまえ、抜本的な予算増を提案したい。

表Ⅶの(1)と(2)は、海外からの招聘教師・講師などの数を示す。近年、英語教師を増員する計画があるというが、現状では、教師・講師を加えても、1国立大学当り7～8名にしか過ぎない。担当分野別にみると、専ら語学担当教師であるが、語学専門家でなくても英会話は教えられることを考慮すると、この枠を大幅に増員し、人文・社会科学系や理工学系の教師もこの枠で招聘できるようにすべきではあるまいか。

(2) 留学生対策

表Ⅳの(1)と(2)は外国人留学生の数を示す。昭和60年度は昭和52年度に較べ、学部にあつて約2倍、大学院では2.5倍に増えている。

こんごの計画によると、21世紀を目差し留学生を10万人受け入れるといわれているが、現状でも、留学生のための諸手当が不十分であり、教職員の献身的努力で事なきを得ている、という実情を知っておいて欲しい。こんごは、留学生の受入れに対し、特別枠を設けて教職員を増員するとか、予算を増やすなどの措置をとるよう要望したい。

一方、教官側も、英語による講義を実施するなどの努力を合わせて行うべきであろう。

これに対して、日本人の外国への留学生数は、表Ⅴに示すように、昭和52年以来約2倍に増加している。彼らに対し、とくに大学院では単位の互換をより積極的に推進する必要がある。これは青年の国際理解を深めさせる具体的方策の一つであるからである。

(3) 国際交流を促進するための改善策

国際交流を盛んにするには、従来までの様々な慣習の中から除去すべきもの、改善すべきものなどが散見する。

そもそも、わが国は極東に位置し、欧米文化を積極的に吸収してきたが、当方からの情報を諸外国へ提供する努力は行っていなかった。換言すれば、^①文化を輸入し、生産品を輸出してきた、ともいえよう。

生産品ばかりでなく、^②文化も輸出、するためには、まず、^③情報を輸出、する努力が必要である。学問や教育の成果という^④情報、を輸出するためには、大学・大学人が大きな役割を果たすべきである。

まず、人物の交換があろう。そのためには、世界主要国と同じ学年歴をわが国も検討すべき

である。たとえば、10月：学年はじめ、6月：修了とすれば、9月にゆっくりと国際会議を開催したり、参加したりすることができよう。また、国際交流会館の建設を促進するなど外国人研究者や留学生の宿泊施設を早急に整備充実する必要がある。

海外との交流を促進するために、語学教育を見直す必要があることはしばしば指摘されている。たとえば、文法の他に、会話を含めるとか、外国人教師を多数採用するなどである。また、大学教官を身分保障をしたままで長期間、海外に派遣するなどの措置も必要である。

海外出張・派遣をより容易にするのも、国際交流の障害の除去につながろう。現行の諸々の制約は「外国出張をハクジケ」と考えた時代、「外貨不足の時代」の施策の名残であろう。

帰国子女に対する優遇措置も結構であるが、国立大学の中に、英語で全コースを教育する大学が一つぐらいあってもよいのではなかろうか。

V ま と め——大学院問題に関する課題

さきに本特別委員会は『国立大学大学院の現状と今後の在り方』（昭和61年6月）を発表し、大学院の充実について、いくつかの要望を明らかにしたが、それらをふまえて、本報告ではこんごの課題を取りまとめた。その要約による基本的課題は、つぎのとおりである。

- (1) 国立大学のすべての学部・学科に修士課程を設置すること。
- (2) 修士課程の充実した段階で博士課程の設置を推進すること。
- (3) 大学院制度の抜本的見直しを行い、新たな時代の要請に対応しうる大学院制度を作ること。その場合、修士課程と博士課程の関連を再検討し、3年を期限とする大学院のあり方と、その実現方法についても検討を行う。
- (4) TA制度の確立：大学教育および研究の充実を図るため、大学院学生をティーティング・アシスタントに採用することを提案する。その方策としては、現行の育英奨学金を給与制と貸与制との2種に分け、前者をTAに適用することが考えられる。
- (5) 国際交流の推進：国際交流の充実を図るため、大学院学生について、つぎの2点を提案する。①国費による全額支給留学生派遣制度の新設、②外国人留学生の受入れに関する制度と予算の改善。

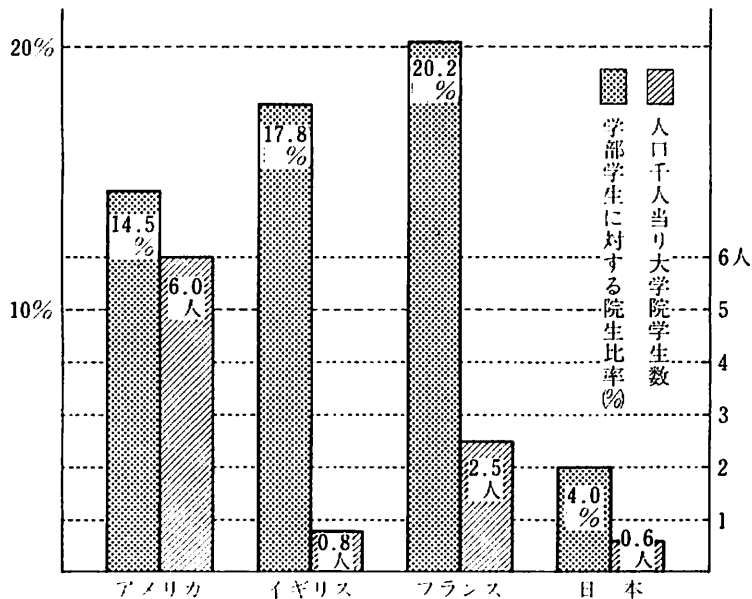
統計資料

I 国立大学の大学院の現状

(1) 大学院を置く大学数と在学者数（昭和61年5月1日現在）

区 分	大学数	在学者数	備 考
修士課程	39	32,093	博士前期課程を含む
博士課程	52	14,068	博士後期課程及び一貫制博士課程を含む
大学院を置かない大学	4	—	
計	95	46,141	

(参考) 学部学生に対する大学院学生の比率(国際比較)



(2) 各国立大学学部・大学院調 (昭和62年5月1日現在)

凡例：☆-DCあり ○-MCあり ○-学部のみ

[illegible]

凡例：☆—DCあり ○—MCあり ○—学部のみ

[illegible]

凡例：☆-DCあり ○-MCあり ○-学部のみ

学部名 大学名		教養学部	総合科学部	文学部	法学部	人文社会学部	人間科学部	教育学部	学校教育学部	外国語学部	法学部	社会学部	経済学部	商学部	経営学部	図書館情報学部	美術学部	音楽学部	理学部	理工学部	家政学部	医学部	歯学部	薬学部	看護学部	工学部	基礎工学部	鉱山学部	芸術工学部	生物生産学部	電気通信学部	情報工学部	農学部	園芸学部	工芸学部	機械工学部	獣医学部	畜産学部	水産学部	商船学部	体育学部	教養部	その他								
奈良教育大学							○																																												
奈良女子大学			○																○	○																									☆人間文化						
和歌山大学							○					○																																							
鳥取大学							○															☆			○									○																	
島根大学			○				○												○																○																
島根医科大学																						☆																													
岡山大学		○					○			○	○		○						○		☆	☆	○	○									○												○			☆自然科学			
広島大学	☆	☆					☆	○		☆	☆		☆						☆		☆	☆		☆						☆																			{ ☆社会科学(法学部, 経済学部, 総合科学部文科系), 生物園科学(生物生産学部・総合科学部理科系)		
山口大学				○			○					○							○		☆			○										○												○					
徳島大学	○																				☆	☆	○	○																							○	☆栄養学			
鳴門教育大学								○																																											
香川大学							○			○	○																								○*													※☆連合大学院(基幹大学:愛媛)			
香川医科大学																					☆																											{ ※法学部で法のみ○ ※☆連合大学院(参加大学:香川, 高知)			
愛媛大学			○				○			○*									○		☆			○											○*											○					
高知大学				○			○												○																○*													※☆連合大学院(基幹大学:愛媛)			
高知医科大学																					☆																														
福岡教育大学							○																																												
九州大学		☆					☆			☆	☆		☆						☆		☆	☆	☆	☆		☆								☆												○		☆総合理工学			
九州芸術工科大学																												○																							
九州工業大学																										○								○																	
佐賀大学							○					○								○															○													○			
佐賀医科大学																						☆																													
長崎大学							○					○									☆	☆	☆	○*																							○			※海洋生産開発学専攻のみ☆(総合大学院)	
熊本大学		○					○			○									○*		☆		☆		○*																							○		※環境科学, 生産科学専攻のみ☆(総合大学院)	
大分大学							○					○														○																									
大分医科大学																						☆																													
宮崎大学							○																			○									○																
宮崎医科大学																						☆																													
鹿児島大学			○				○			○*									○		☆	☆		○										○													○			※法学部で人文, 法のみ○	
鹿屋体育大学																																														○					
琉球大学			○*				○												○		☆*				○									○														○			※法学部で法のみ○, 医学部で保健のみ○

(3) 専攻別在学者数（昭和60年5月1日現在）

修士課程

区 分	人文科学	社会科学	理学	工 学	農学	保健	商船	家政	教 育	芸術	その他	計
昭和35年	(文学) 1,105	(法政商経) 337	869	886	299	128	—	—	(体育) 10	—	—	3,634
昭和45年	1,444	843	2,394	7,355	1,781	550	—	101	768	355	—	15,591
昭和55年	1,516	914	2,885	11,152	2,198	912	44	112	1,514	550	285	22,082
昭和60年	1,692	1,168	3,366	15,154	3,131	1,085	50	131	3,497	589	386	30,249
男子	1,156	923	3,065	14,883	2,762	907	50	13	2,514	349	332	26,954
女子	536	245	301	271	369	178	—	118	983	240	54	3,295

（注） 博士前期課程（医・歯学以外の一貫制博士課程の1年次・2年次の課程を含む）の在学者数を含む。

博士課程

区 分	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保 健		商船	家政	教育	芸術	その他	計
						医歯学	その他						
昭和35年	(文学) 753	(法政商経) 362	840	317	335	(医歯薬) 2,682	—	—	—	(体育) 5	—	—	5,294
昭和45年	717	604	1,960	1,780	763	(医歯薬) 1,811	—	—	—	321	—	—	7,956
昭和55年	1,112	926	2,103	1,779	971	2,879	343	—	—	456	41	36	10,646
昭和60年	1,329	986	2,032	1,935	977	4,483	371	—	23	484	72	108	12,800
男 子	977	871	1,909	1,879	880	4,127	319	—	—	348	50	82	11,442
女 子	352	115	123	56	97	356	52	—	23	136	22	26	1,358

（注） 博士後期課程（医・歯学以外の一貫制博士課程の3年次・4年次・5年次の課程を含む）及び医・歯学の博士課程の在学者数を含む。

(4) 専攻別進学状況（昭和60年5月1日現在）

(ア) 志願者、入学者

修士課程

区 分	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	商船	家政	教育	芸術	その他	男子	女子	計
入 学 志願者	1,981	1,767	3,934	11,395	2,418	1,039	30	110	3,082	721	417	23,620	3,274	26,894
入学者	721	528	1,685	7,720	1,574	543	23	60	1,718	252	206	13,423	1,607	15,030

（注） 博士前期課程（医・歯学以外の一貫制課程の1年次・2年次の課程を含む）

博士課程

区 分	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	商船	家政	教育	芸術	その他	男子	女子	計
入 学 志願者	414	347	619	766	347	1,527	—	10	157	32	58	3,804	473	4,277
入学者	290	223	564	695	319	1,322	—	9	106	17	37	3,214	368	3,582

（注） 博士後期課程（医・歯学以外の一貫制博士課程の3年次・4年次・5年次の課程を含む）及び医・歯学の博士課程を含む。

(4) 進 学 率

修士課程

区 分	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	家政	教育	芸術	その他	計
対学部卒業 者進学率 $\left(\frac{\text{大学院入学者数}}{\text{学部卒業者}} \times 100 \right)$	13.8	4.0	31.2	34.7	24.4	28.9	23.3	8.3	49.5	38.5	20.1

博士課程

区 分	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	家政	教育	芸術	その他	計
対修士修了 者進学率 $\left(\frac{\text{博士入(進)学者数}}{\text{修士修了者}} \times 100 \right)$	55.6	48.5	37.7	10.6	23.5	26.4	20.9	9.6	7.3	26.8	19.3
対学部卒業 者進学率 $\left(\frac{\text{博士入(進)学者数}}{\text{学部卒業者}} \times 100 \right)$	6.2	1.8	10.6	3.2	5.0	22.2	3.7	0.5	3.4	6.9	4.6

(5) 専門別修了者の状況 (昭和59年度間の修了生について 昭和60年5月1日現在)

修士課程

区 分	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	商船	家政	教育	芸術	その他	計
進 学 者	252	216	525	595	266	148	2	7	108	18	22	2,159
就 職 者	133	134	871	5,776	960	344	28	20	693	75	78	9,112
無 業 者	97	50	89	104	102	19	—	16	163	114	9	763
そ の 他	40	60	10	51	31	1	—	—	137	27	29	386
計	522	460	1,495	6,526	1,359	512	30	43	1,101	234	138	12,420

博士課程

区 分	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	商船	家政	教育	芸術	その他	計
進 学 者	—	—	—	1	—	2	—	—	1	—	—	4
就 職 者	111	123	235	320	101	693	—	3	41	10	17	1,654
無 業 者	79	42	244	84	87	115	—	1	25	2	6	685
そ の 他	26	19	42	22	35	57	—	—	10	—	—	211
修了者のうち 満期退学者	203	154	222	135	96	206	—	1	57	11	18	1,103
計	216	184	521	427	223	867	—	4	77	12	23	2,554

Ⅱ 学位授与状況

(1) 博士課程修了者に対する課程博士の学位授与状況

区 分		人文	社会	理学	工学	農学	保健	教育	学術	計
昭和40年度	修了者数	265	114	408		73	1,148	53	—	2,061
				238	170					
	学位取得者数	13	19	315		67	1,099	10	—	1,523
				159	156					
昭和59年度	取得率(%)	4.9	16.7	77.2		91.8	95.7	18.9	—	73.9
				66.8	91.2					
	修了者数	618	442	1,092		251	1,536	121	30	4,090
				529	563					
昭和59年度	学位取得者数	14	27	906		193	1,542	6	37	2,725
				459	447					
	取得率(%)	2.3	6.1	83.0		76.9	100.4	5.0	123.3	66.6
				86.8	79.4					

(注) 学位取得者数欄には、過年度修了者に対して遡及した学位授与が含まれている。

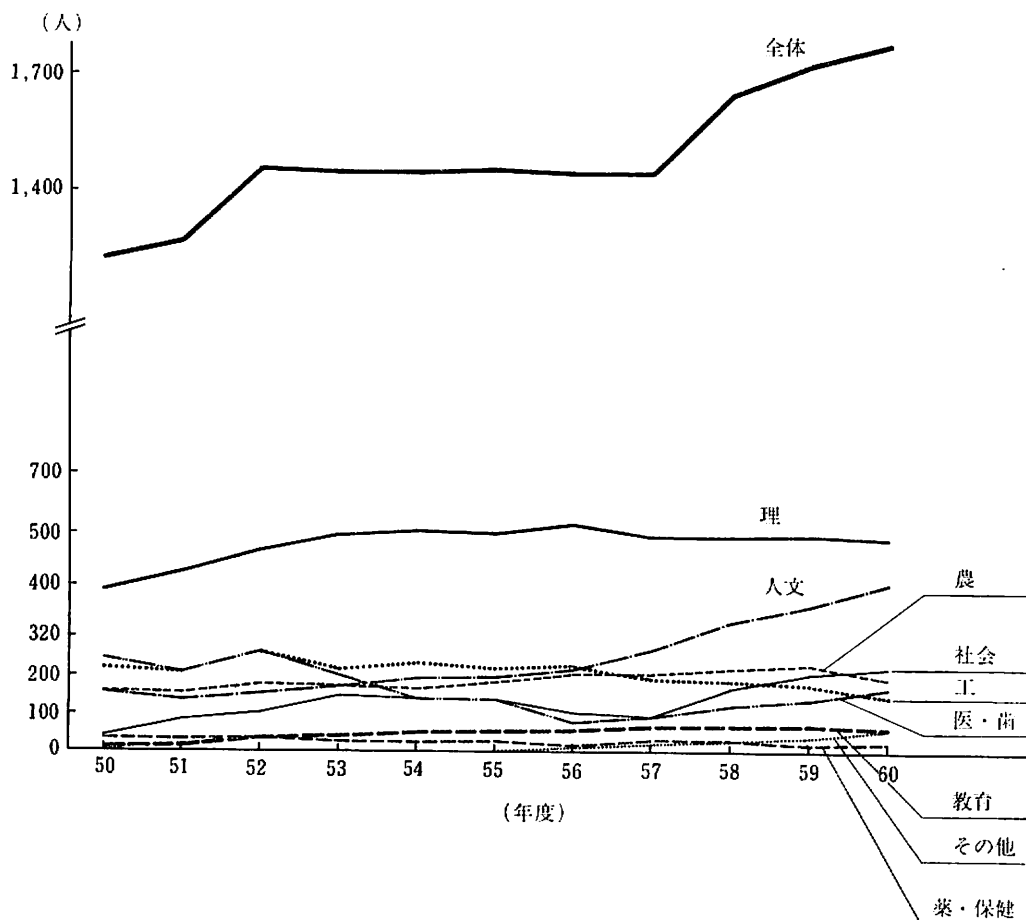
(2) 学位授与数累計 (昭和59年度末現在)

区 分		博 士					修 士
		旧 制	新 制				
			計	国立大学	公立大学	私立大学	
学 文	術 学	—	182	129	30	23	1,164
		1,636	1,542	816	48	678	43,857
教 育	学 学	—	417	398	—	19	9,232
		3	20	—	—	20	1,731
社 会	学 学	—	82	44	—	38	2,130
		—	—	—	—	—	848
国 際	学 学	848	636	391	17	228	11,563
		7	31	—	—	31	1,361
政 治	学 学	—	—	—	—	—	246
		610	789	489	40	260	11,093
行 政	学 学	108	235	29	23	183	8,354
		25	72	27	13	32	2,210
経 済	学 学	5,830	15,179	13,311	942	926	36,501
		69,672	57,524	33,651	6,959	16,914	—
医 科	学 学	—	—	—	—	—	198
		—	7,032	1,638	463	4,931	—
歯 学	学 学	918	4,208	3,379	424	405	10,421
		—	—	—	—	—	78
薬 学	学 学	—	181	172	—	9	262
		—	—	—	—	—	123
看 護	学 学	—	—	—	—	—	248
		—	—	—	—	—	—
保 健	学 学	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
衛 生	学 学	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
栄 養	学 学	6,715	20,111	16,966	843	2,302	126,153
		—	—	—	—	—	163
工 術	学 学	—	—	—	—	—	219
		—	—	—	—	—	—
商 船	学 学	3,287	8,040	7,193	291	556	20,350
		116	679	180	—	499	2,781
農 医	学 学	※ 82	255	244	—	11	1,639
		—	—	—	—	—	1,790
水 産	学 学	—	—	—	—	—	6,755
		—	—	—	—	—	1,178
芸 術	学 学	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
体 育	学 学	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
計		89,857	117,215	79,057	10,093	28,065	302,648

- (注) 1. 旧制博士の欄※印の箇所は林学博士。
2. 旧制博士は学位令(明20勅令第13号・明31勅令第344号及び大正9勅令第200号)による認可数で、昭37.3.31をもって終了した総数である。
3. 新制博士は、学校教育法(昭22法律第26号)及び学位規則(昭28文部省令第9号)により昭和32年度から授与されて文部大臣に昭60.3.31までに報告された総数である。

Ⅲ オーバー・ドクターの状況

分野別OD数の推移（各年度12月1日現在）



Ⅳ 留 学 生

(1) 外国人留学生数

年度	身 分	学 部	大学院
昭和52年度	国費留学生	176	905
	私費留学生	3,110	1,286
	計	3,286	2,191
昭和55年度	国費留学生	181	1,188
	私費留学生	3,516	1,390
	計	3,697	2,578
昭和60年度	国費留学生	279	2,148
	私費留学生	6,370	3,236
	計	6,649	5,384

(注) 各年度とも5月1日現在の調べである。

(2) 出身地域別留学生数 (昭和60年5月1日現在)

区 分	国費留学生		私費留学生		計	
	学 部	大学院	学 部	大学院	学 部	大学院
ア ジ ア	215	1,397	5,309	2,954	5,524	4,351
中 近 東	—	68	32	23	32	91
ア フ リ カ	—	127	32	24	32	151
オセアニア	28	48	35	16	63	64
北 米	14	98	642	88	656	186
中 南 米	9	220	154	51	163	271
ヨーロッパ	13	190	166	80	179	270
計	279	2,148	6,370	3,236	6,649	5,384

Ⅴ 日本人学生等の海外留学

(1) 留学・技術習得を目的とした出国者

	昭和52年 (暦年)	昭和60年 (暦年)
ア ジ ア	} 943	2,256
中 近 東		32
ア フ リ カ		47
オセアニア	249	567
北 米	6,244	15,028
中 南 米	173	204
ヨーロッパ	3,083	5,696
総 数	10,719	23,830

法務省出入国管理統計年報による。

VI 国立大学教員の海外派遣状況

(1) 文部省在外研究員

区 分			昭和52年度	昭和55年度	昭 和 60 年 度			
					計	甲 種	短 期	乙 種
職 名 別	教 授		209	219	212	59	153	0
	助 教		248	244	269	181	74	14
	講 師		36	38	68	44	15	9
	助 手		88	97	120	64	10	46
専 攻 別	文 科 系	文 学	84	80	87	46	39	2
		教 育	48	53	41	22	18	1
		法 学	17	12	19	11	8	0
		経 済	27	30	28	15	13	0
		芸 術	5	11	7	4	3	0
		体 育	9	2	12	8	4	0
		そ の 他	7	4	8	4	3	1
	理 科 系	理 学	118	98	113	57	43	13
		工 学	117	153	145	82	43	20
		農 学	52	57	55	25	20	10
		医 学	81	77	118	57	46	15
		歯 学	7	11	22	11	8	3
		薬 学	9	10	12	5	3	4
		そ の 他	0	0	2	1	1	0
		総 数		581	598	669	348	252

- (注) 1. 国立学校特別会計のみに係る分である。
 2. 在外研究員の種類の区分は、次のとおりである。
 ① 「甲種」は派遣期間が、6 月以上10月以内で、全額国費支弁の者
 ② 「短期」は派遣期間が、6 月未満で、全額国費支弁の者
 ③ 「乙種」は派遣期間が、6 月以上2年以内で、仕度料・往復航空費のみ国費支弁の者
 3. 昭和60年度は61年1月1日現在の調べである。

(2) 国際研究集会派遣研究員

区 分	昭和52年度	昭和55年度	昭和57年度	昭和60年度
文 科 系	31	30	39	51
理 科 系	245	242	250	273
計	276	272	289	324

(注) 昭和60年度は61年1月1日現在の調べである。

VII 外国人教師等の国立大学への雇用状況

(1) 国籍別外国人教師・講師数（昭和61年1月1日現在）

地 域	国 名	教 師	講 師
ア	中 国	14	26
	イ ン ド	2	3
	インドネシア	2	1
ジ	ベ ト ナ ム	2	2
	タ イ	3	1
ア	モ ン ゴ ル	2	一
	韓国及び朝鮮	5	6
オセアニア	オーストラリア	3	5
北 米	ア メ リ カ	89	176
	カ ナ ダ	10	10
中南米	アルゼンチン	1	1
ヨ ー ロ ッ パ	フ ラ ン ス	40	26
	イ ギ リ ス	49	41
	西 ド イ ツ	49	32
	イ タ リ ア	7	6
	ス ペ イ ン	3	8
	オーストリア	9	4
	ス イ ス	4	7
	アイルランド	2	5
ソ	連	4	16
そ の 他		23	42
計		323	418

(2) 担当分野別外国人教師・講師数

区 分	昭和50年度		昭和60年度	
	教 師	講 師	教 師	講 師
英 米 語 (英 米 文 学)	78(25)	170(10)	144(33)	246(5)
独 語 (独 文 学)	29(15)	37(3)	61(19)	47(5)
仏 語 (仏 文 学)	18(11)	26(2)	39(12)	30(1)
中 国 語 (中 国 文 学)	7(3)	18(5)	15(6)	27(1)
ス ペ イ ン ・ ポ ル ト ガ ル ・ イ ス パ ニ ア 語	4	9	7	15
ロ シ ア 語 (ロ シ ア 文 学)	1	9	5(1)	19
イ タ リ ア 語 (イ タ リ ア 文 学)	2	4(1)	6(3)	5(1)
イ ン ド 語	1	2	—	—
イ ン ド ネ シ ア ・ タ イ ・ ベ ト ナ ム ・ ビ ル マ 語	6	2	8	7
ア ラ ビ ア ・ ペ ル シ ャ 語	2	2	4	3
朝 鮮 ・ モ ン ゴ ル 語	3	3	5	5
ラ テ ン 語	—	2	—	1
そ の 他 の 言 語	—	1	7	4
言 語 学	—	1	2	4
音 楽	8	3	5	—
そ の 他	6	11	15	5
計	165(54)	300(21)	323(74)	418(13)

- (注) 1. 各年度とも1月1日現在の調べである。
2. () 内は、内数で文学担当者の数を示す。
3. その他は、地域研究、国際関係論、比較文学等である。

VIII 国際比較

(1) 高等教育への進学率

区 分	進 学 率 (%)			高等教育機関第1学年進学者数	
	男 子	女 子	計	男 子	女 子
日 本 { 1976年 1984	44.4 39.3	33.7 32.8	39.2 36.1	349,853人 337,069	254,421人 269,256
アメリカ合衆国 { 1976年 1983	46.3 46.4	44.3 44.9	45.3 45.6	992千人 883 "	920千人 828 "
イ ギ リ ス { 1976年 1982	25.4 24.0	19.6 18.8	22.6 21.4	93,517 116千人	69,228 88千人
フ ラ ン ス { 1976年 1982	20.3 21.6	27.8 31.6	24.0 26.5	87,076 99,169	115,024 138,490
西 ド イ ツ { 1976年 1982	24.4 27.6	18.4 25.3	21.5 26.5	110,200 153,100	78,900 132,100

- (注) 1. 進学率 = $\frac{\text{高等教育機関第1学年進学者数}}{\text{該当年齢人口}}$
2. 該当年齢は、西ドイツ19歳、他は18歳である。
3. 日本：「高等教育機関第1学年進学者数」は大学学部、短期大学本科、国立養護教諭養成所の第1学年入学者及び高等専門学校第4学年在学者数の合計。
4. フランス・西ドイツの「高等教育機関第1学年進学者数」は高等教育入学資格取得者数である。
5. 参考資料：『教育指標の国際比較』（昭和57・60年版）文部省大臣官房調査統計課

(2) 高等教育在学者の専攻分野別構成比

区 分	文 科 系	理 科 系	医歯薬保健	教育・教員養成	そ の 他	計
日 本 { 1970年 1985	52.9% 52.0	25.7% 23.8	4.5% 6.5	8.5% 10.0	8.4% 7.7	100.0% 100.0
イ ギ リ ス { 1970年 1982	43.7 46.3	42.9 35.1	11.1 7.6	0.8 6.4	1.5 4.6	100.0 100.0
フ ラ ン ス { 1970年 1982	60.6 52.7	15.6 15.9	19.6 18.6	— 2.5	4.2 10.3	100.0 100.0
西 ド イ ツ { 1970年 1982	40.4 49.7	27.6 35.5	11.0 8.2	20.0 4.1	1.0 2.6	100.0 100.0
ソビエト連邦 { 1970年 1983	8.3 8.2	54.6 55.6	7.1 7.4	30.0 28.8	— —	100.0 100.0

- (注) 1. 日本：大学学部，短期大学本科，高等専門学校4・5学年，国立養護教諭養成所の在学者である。
2. 「教育・教員養成」は，フランス（1982年）は師範学校及びその他の教員養成機関の在学者の比率，西ドイツは学科とは関係なく教職を希望する学生の比率，ソビエト連邦は総合大学及び教育大学の全在学者の比率である。
3. 参考資料：『教育指標の国際比較』（昭和57・60年版）文部省大臣官房調査統計課

(3) 高等教育本務教員1人当り在学者・本務教員数・在学者数

区 分	1人当り学生数		学 生 数	本 務 教 員 数	
	助手以上	講師以上		助 手 以 上	講 師 以 上
日 本 { 大学・大学院 { 1976年 1985	18.9 16.1	27.4 22.9	1,754,091 1,804,080	92,929 112,250	— —
本 { 短 期 大 学 { 1976年 1985	22.8 20.6	26.3 23.1	360,026 366,175	15,769 17,760	— —
本 { 計 { 1976年 1985	19.4 16.7	27.2 22.9	2,114,117 2,170,255	108,698 130,010	— —
アメリカ合衆国 { 1976年 1982	16.4 —	19.1 22.4	9,589,000 12,426,000	584,000 —	501,000 555,000
イ ギ リ ス { 1976年 1982	8.5 9.8	8.7 —	271,779 304,000	31,824 31,000	31,136 —
フ ラ ン ス { 1976年 1982	19.6 20.9	— —	821,591 906,000	41,905 43,367	— —
西 ド イ ツ { 1976年 1982	8.2 13.4	— —	872,100 1,198,330	106,800 89,603	— —

- (注) 1. 日本：学生数は国・公・私立の大学院，大学学部，短期大学本科である。
2. イギリスは総合大学のみである。フランスは国立大学のみ。
3. 参考資料：『教育指標の国際比較』（昭和57・60年版）文部省大臣官房調査統計課

(4) 高等教育在学者1人当り学校教育費

区 分	1人当り教育費	各国通貨による額	学 校 教 育 費	学 生 数
	円		百万円	千人
日 本 { 1976年度 1983	899,113 1,660,163		1,982,545 3,753,628	2,205 2,261
		ドル	百万ドル	
アメリカ合衆国 { 1976年度 1982	1,353,900 1,595,400	4,745 6,639	45,500 82,500	9,589 12,426
		ポンド	百万ポンド	
イ ギ リ ス { 1976年度 1982	1,568,800 1,657,600	3,185.9 3,968.3	865.8 1,504	271.8 379
		フラン	百万フラン	
フ ラ ン ス { 1976年度 1982	659,800 844,000	11,080 22,237	9,108 20,147	822 906
		マルク	百万マルク	
西 ド イ ツ { 1976年度 1981	1,799,600 1,625,400	15,803 16,638	13,780 18,651	872 1,121
		ルーブル	百万ルーブル	
ソビエト連邦 { 1976年度 1983	430,300 416,100	1,146 1,354	3,108 4,043	2,711 2,986

- (注) 1. 日本：国・公・私立の大学（附属病院・附属研究所を含む。）、短期大学、国立養護教諭養成所、高等専門学校の教育費である。
2. イギリス、フランスは総合大学のみ、他の国は全高等教育機関である。
3. ソビエト連邦は夜間・通信学生を除いた1人当り教育費である。
4. 参考資料：『教育指標の国際比較』（昭和57・60年版）文部省大臣官房調査統計課

大 学 院 問 題 特 別 委 員 会

(昭和62年 6 月現在)

委 員 長	大 藤	眞	(岡 山 大 学 長)
委 員	藤 井	栄 一	(小 樽 商 科 大 学 長)
〃	前 川	正	(群 馬 大 学 長)
〃	関	四 郎	(東 京 学 芸 大 学 長)
〃	喜 多	勲	(東 京 農 工 大 学 長)
〃	横 山	亨	(横 浜 国 立 大 学 長)
〃	津 田	禾 粒	(新 潟 大 学 長)
〃	太 田	正 光	(名 古 屋 工 業 大 学 長)
〃	本 陣	良 平	(金 沢 大 学 長)
〃	飯 島	宗 一	(名 古 屋 大 学 長)
〃	熊 谷	信 昭	(大 阪 大 学 長)
〃	坂 上	英	(愛 媛 大 学 長)
専門委員	下 沢	隆	(埼 玉 大 学 教 授)
〃	宇 賀 治	正 朋	(東 京 学 芸 大 学 教 授)
〃	伊 藤	眞	(一 橋 大 学 教 授)
〃	遠 藤	輝 明	(横 浜 国 立 大 学 教 授)
〃	初 見	忠 男	(岡 山 大 学 事 務 局 長)

○前委員

加藤 一夫 前静岡大学長 (昭和62年 3 月まで)